

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

さくらんぼ重要事項説明書（運営規程）

（運営規定設置の主旨）

第1条 医療法人寛容会が開設する介護老人保健施設さくらんぼにおいて実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下利用者）という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「笑顔」で「元気に」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たっては、

介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設さくらんぼ 通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 平成5年4月24日
- (3) 所在地 鹿児島県鹿児島市下田町1759番地
- (4) 電話番号 099-244-8811 FAX 番号 099-294-0258
- (5) 管理者 田中 大三
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4650180047号)

(従業員の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1 人
- (2) 医師 1 人以上
- (3) 看護職員介護職員
理学療法士・作業療法士 3 人以上
- (4) 栄養士又は管理栄養士 1 人以上(入所サービスと兼務)
- (5) 事務員 1 人以上(入所サービスと兼務)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション 実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (4) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (5) 事務員は、施設の事務管理全般、経理、従業者の労務管理等を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(盆、年末年始休みあり)
- (2) 営業日の午前9:30~午後3時40分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、合わせて25名とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は(介護予防に当たっては介護予防に資するよう)医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、算定要件に該当する場合、以下の加算算定を実施する。
 - ・高齢者虐待防止措置実施減算 基準型
 - ・業務継続計画策定未実施減算 基準型
 - ・リハビリテーション提供体制加算
 - ・入浴介助加算 ・退院時共同指導加算 ・送迎減算
 - ・リハビリテーションマネジメント加算
 - ・短期集中リハビリテーション実施加算
 - ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算
 - ・生活行為向上リハビリテーションマネジメント実施加算
 - ・若年性認知症利用者受入加算
 - ・栄養アセスメント・栄養改善体制
 - ・口腔機能向上加算・科学的介護推進体制加算
 - ・一体的サービス提供加算
 - ・サービス提供体制強化加算 ・介護職員等処遇改善加算

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける・
- (2) 食費、教養娯楽費、行事費、おむつ代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

施設近辺の鹿児島市（桜島、旧喜入町、松元町地区を除く）。

（身体の拘束等）

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為など緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2） 虐待防止のための指針を整備する。
- （3） 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別紙）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（事業所の利用にあたっての留意事項）

第15条 当事業所の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・飲酒・喫煙は、禁止とする。
- ・火気の取り扱いは、禁止とする。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必ず氏名を記載すること。
- ・金銭・貴重品の持ち込みは、自己の管理とする。当事業所は、紛失・盗難等の被害の責を負わない。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は緊急の場合を除き受診できないものとする。
- ・ペットの持ち込みは禁止とする。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止とする。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、介護老人保健施設さくらんぼ病棟責任者を充てる。
- (2) 火元責任者には、職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備使用方法の徹底・・・随時
 - ④ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当事業所は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第19条 当事業所は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 当事業所職員の就業に関する事項は別に定める医療法人寛容会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 当事業所職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第25条 指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第26条 指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規定の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な人間関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人寛容会介護老人保健施設さくらんぼの役員会において定めるものとする。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容
（令和 6 年 4 月 1 日現在）

◇介護保険証等の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。

◇通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者又は要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、ご本人・身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス計画の立案
- ② 健康管理
- ③ 食事 （昼食 12：00～13：00）
- ④ 入浴 （状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談、援助サービス
- ⑧ レクリエーション
- ⑨ 送迎
- ⑩ その他（介護保険制度、権利擁護制度、その他案内等）

* これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただく場合がございます。

◇利用料金

利用料変更に係る同意書 (介護保険割合 1割負担)

事業所名称 : 介護老人保健施設さくらんぼ 介護予防通所リハビリテーション
事業所番号 : 4650180047
提供時間 : 9:30 ~ 15:40

〈 通所リハビリテーション利用料・その他の費用の額 〉

① 保険給付の自己負担額:1割負担(介護予防通所リハビリテーション費)

要支援 1 : 1週間1回程度 (1ヶ月4～5回)	2,268 単位 / 月
要支援 2 : 1週間2回程度 (1ヶ月8～9回)	4,228 単位 / 月

② 加算に係わる費用(保険給付の自己負担額:1割負担)

※ 下記加算については、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものに限り算定する。

リハビリテーションマネジメント加算	※ 要件により該当した場合	330 単位 / 月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	※ 要件により該当した場合 開始日から起算して6月以内の期間に生活行為の内容の充実を図る為のリハビリテーションの実施を行い利用者の有する能力の向上を支援した場合。	562 単位 / 月
若年性認知症利用者受入加算	※ 要件により該当した場合(1月につき)	240 単位 / 日
退院時共同指導加算	※ 要件により該当した場合(1月につき)	600 単位 / 月
栄養アセスメント加算	※ 要件により該当した場合(1月につき)	50 単位 / 月
栄養改善加算	※ 要件により該当した場合(1月に2回を限度)	200 単位 / 回
口腔・栄養スクーリング加算	※ 要件により該当した場合 口腔・栄養スクーリング加算(Ⅰ)(6月に1回限度)	20 単位 / 月
	※ 要件により該当した場合 口腔・栄養スクーリング加算(Ⅱ)(6月に1回限度)	5 単位 / 月
口腔機能向上加算	※ 要件により該当した場合 口腔機能向上加算(Ⅰ)(月2回限度)	150 単位 / 月
	※ 要件により該当した場合 口腔機能向上加算(Ⅱ)(月2回限度)	160 単位 / 月
科学的介護推進加算	※ 要件により該当した場合(1月につき)	40 単位 / 月
一体的サービス提供加算	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位 / 月
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位 / 月
	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位 / 月
	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位 / 月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援 1	※ 要件により 88 単位 / 日
	要支援 2	※ 要件により 176 単位 / 日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援 1	※ 要件により 72 単位 / 日
	要支援 2	※ 要件により 144 単位 / 日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援 1	※ 要件により 24 単位 / 日
	要支援 2	※ 要件により 48 単位 / 日
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(4.7%)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(3.4%)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(1.9%)	
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(2.0%)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(1.7%)	
介護職員等ベースアップ加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(1.0%)	

介護職員等処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(8.6%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(8.3%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(6.6%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(5.3%)
介護職員等処遇改善加算 R7年3月31日まで	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(1) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(7.6%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(2) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(7.3%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(7.3%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(4) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(7.0%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(5) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(6.3%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(6) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(6.0%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(7) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(5.8%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(8) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(5.6%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(9) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(5.5%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(10) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(4.8%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(11) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(4.3%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(12) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(4.5%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(13) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(3.8%)
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(14) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(2.8%)
(注)サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、算定要件に該当した区分の算定となります。尚、各基準についての該当区分状況は変動がある為、月単位での算定状況が変動することがあります。	

③ その他の利用料	
食 費（昼食費）	600 円
その他の日常生活費	※実 費 分 ①身の回り品として日常生活に必要なもの ②教養娯楽費として日常生活に必要なもの

事業所名称 : 介護老人保健施設さくらんぼ 通所リハビリテーション
 事業所番号 : 4650180047
 通常規模型リハビリテーション費 : 6時間以上7時間未満
 提供時間 : 9:30 ~ 15:40

〈 通所リハビリテーション利用料・その他の費用の額 〉

① 保険給付の自己負担額;1割負担(通常規模型リハビリテーション費)

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
2時間以上3時間未満	383 単位	439 単位	498 単位	555 単位	612 単位
3時間以上4時間未満	486 単位	565 単位	643 単位	743 単位	842 単位
4時間以上5時間未満	553 単位	642 単位	730 単位	844 単位	957 単位
5時間以上6時間未満	622 単位	738 単位	852 単位	987 単位	1,120 単位
6時間以上7時間未満	715 単位	850 単位	981 単位	1,137 単位	1,290 単位
7時間以上8時間未満	762 単位	903 単位	1,046 単位	1,215 単位	1,379 単位

(注)利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を実施しない場合は所定単位数より片道につき47単位を減算。

② 加算に係わる費用(保険給付の自己負担額;1割負担)

※ 下記加算については、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものに限り算定する。

リハビリテーション提供体制加算1	3時間以上4時間未満	※ 要件により該当した場合	12 単位 / 日
リハビリテーション提供体制加算2	4時間以上5時間未満	※ 要件により該当した場合	16 単位 / 日
リハビリテーション提供体制加算3	5時間以上6時間未満	※ 要件により該当した場合	20 単位 / 日
リハビリテーション提供体制加算4	6時間以上7時間未満	※ 要件により該当した場合	24 単位 / 日
リハビリテーション提供体制加算5	7時間以上8時間未満	※ 要件により該当した場合	28 単位 / 日
リハビリテーションマネジメント加算	リハマネ加算イ	開始日から6月以内 / 月	560 単位 / 月
		開始日から6月超 / 月	240 単位 / 月
	リハマネ加算ロ	開始日から6月以内 / 月	593 単位 / 月
		開始日から6月超 / 月	273 単位 / 月
	リハマネ加算 ハ	開始日から6月以内 / 月	793 単位 / 月
		開始日から6月超 / 月	473 単位 / 月
	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し利用者の同意を得た場合		270 単位 / 月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	※ 要件により該当した場合 退院(所)日又は認定日から起算して3月以内期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合		110 単位 / 日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	※ 要件により該当した場合 退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合(2回/週)		240 単位 / 日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	※ 要件により該当した場合 退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合(4回以上/月)		1,920 単位 / 月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	※ 要件により該当した場合 開始日から起算して6月以内の期間に生活行為の内容の充実を図る為のリハビリテーションの実施を行い利用者の有する能力の向上を支援した場合		1,250 単位 / 月
科学的介護推進加算	※ 要件により該当した場合(1月につき)		40 単位 / 月
退院時共同指導加算	※ 要件により該当した場合(1月につき)		600 単位 / 月
移行支援加算	※ 要件により該当した場合(1日につき)		12 単位 / 日
若年性認知症利用者受入加算	※ 要件により該当した場合(1日につき)		60 単位 / 日
栄養アセスメント加算	※ 要件により該当した場合(1月につき)		50 単位 / 月
栄養改善加算	※ 要件により該当した場合(1月に2回を限度)		200 単位 / 回
口腔・栄養スクーリング加算	※ 要件により該当した場合 口腔・栄養スクーリング加算(Ⅰ)(6月に1回限度)		20 単位 / 月
	※ 要件により該当した場合 口腔・栄養スクーリング加算(Ⅱ)(6月に1回限度)		5 単位 / 月
口腔機能向上加算	※ 要件により該当した場合 口腔機能向上加算(Ⅰ)(月2回限度)		150 単位 / 月
	※ 要件により該当した場合 口腔機能向上加算(Ⅱ)イ(月2回限度)		155 単位 / 月
	※ 要件により該当した場合 口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ(月2回限度)		160 単位 / 月
入浴介助加算(Ⅰ)	※ 要件により該当した場合		40 単位 / 日
入浴介助加算(Ⅱ)	※ 要件により該当した場合		60 単位 / 日
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合(片道につき)		-94 単位 / 日

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	※ 要件により	18 単位 / 日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	※ 要件により	12 単位 / 日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	※ 要件により	6 単位 / 日
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(4.7%)	
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(3.4%)	
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(1.9%)	
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(2.0%)	
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(1.7%)	
介護職員等ベースアップ加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(1.0%)	
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(8.6%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(8.3%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(6.6%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 介護報酬総単位数×サービス別加算率(5.3%)	
介護職員等処遇改善加算 R7年3月31日まで	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(7.6%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(7.3%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(7.3%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(7.0%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(6.3%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(6.0%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(5.8%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(5.6%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(5.5%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(4.8%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(4.3%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(4.5%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(3.8%)	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(2.8%)	
(注) サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、算定要件に該当した区分の算定となります。尚、各基準についての該当区分状況は変動がある為、月単位での算定状況が変動することがあります。		

③ その他の利用料	
食 費（昼食費）	600 円
その他の日常生活費	※ 実 費 分 ①身の回り品として日常生活に必要なもの ②教養娯楽費として日常生活に必要なもの

◇支払い方法

- ・毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、クレジットカード、デビットカード、お振込（鹿児島銀行・郵便局）の方法があります。

<別紙2>

【リスクの説明】

1. 当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りならびに感染対策等に努めております。しかし、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状により、下記のようなリスクが常に存在し、またこれらのリスクを全て管理、予測することは出来ないという事をご理解ご承知おきください。

《利用時のリスクに関して》

- ☐ 利用者、又は他利用者の認知症の症状（中核症状・周辺症状）に伴う突発的な言動、行為、不可抗力、自傷他害、様々な状況にて起こりえるリスクは存在いたします。
 - ☐ 歩行時や活動時の転倒、椅子や車椅子、ベッドからの転落等による事故の可能性があり、骨折、外傷、頭蓋内損傷などの恐れがあります。
 - ☐ 高齢者の骨はもろくて容易に骨折する恐れがあります。
 - ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
 - ☐ 高齢者の血管はもろく又、薬の影響等により、軽度の打撲等で皮下出血が出来やすい状態にあります。
 - ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
 - ☐ 加齢や基礎疾患の状態により、脳や心臓疾患（突然発症した重篤な脳血管障害、心筋梗塞等、予期せぬ状況で血圧低下、意識消失、心肺停止等）より急変、急死される場合が考えられます。
 - ☐ 感染症対策に最大限の注意を払っておりますが、当事業所利用中に新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザなどの感染症に罹患する可能性があります。
感染症対策（マスク・アルコール消毒等）にご協力ください。
 - ☐ 新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザなどの感染症へ罹患した場合や発熱、体調不良の際にはご利用を一時、中止頂くことやご利用をお控え頂くこともございます。
 - ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
 - ☐ 送迎時十分に注意を払って運転致しますが、交通事故や座席からの転落等による骨折・外傷、頭蓋骨損傷などの恐れがあります。
2. 当施設での通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供するにあたって利用者の健康管理、安全面の管理について施設として最大限の努力を行います。但し、突発的な言動、行為、不可抗力、自傷他害、様々な状況にて起こりえるリスクは存在いたします。例えば、転倒などのリスクについて 転倒予防、防止策として常に利用者1名に対しスタッフ1名の対応が望ましいのですが、 常に利用者1名に対しスタッフ1名のサービスを提供することは困難な状況にあります。（当施設の人員配置については法令に基づき配置しておりますが、全てのリスクを回避、防止することは困難）安全面に関しては、利用者の様態により予防の看護・介護等の方法、体制、環境整備等にて施設サービスの提供行うこととなります。又、利用者の特別な状況変化が無く身元引受人等のご来所が無い場合は、日常生活の近況報告を定期的に電話報告行います。尚、利用者の様態について日常の状況より変化（体調面・身体面・その他）が見られた場合に施設判断により必要がある場合は速やかにご連絡、報告致します。

【説明確認日】

年 月 日

1、サービスの内容について、本書面を交付のうえ重要事項を説明しました。

(事業者) 事業者名 介護老人保健施設さくらんぼ

説明者氏名

2、事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住所

氏名 印

身元引受人 住所

氏名 印 (続柄)